

議第192号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

スポーツ施設（呉市二河野球場（鶴岡一人記念球場）、呉市二河公園多目的グラウンド（呉市営プールに隣接する多目的広場を除く。）、呉市二河テニス場、呉市テニス場、呉市弓道場（近的）、呉市弓道場（遠的）、呉市体育館、呉市総合体育館（オークアリーナ）、呉市スポーツ会館、呉市二河屋内練習場、呉市下蒲刈プール、呉市豊プール、呉市営温水プール、呉市川尻温水プール（かわせみプール）及び呉市総合スポーツセンター）

2 指定管理者

呉市二河町1番8号（呉市スポーツ会館内）
公益財団法人呉市体育振興財団
理事長 榎岡 達真

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（提案理由）

呉市二河野球場（鶴岡一人記念球場）ほか14施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。